

# 大阪大学における事務職員人事制度基本方針

令和5年3月22日制定

## 1. 趣旨及び目的

大阪大学をとりまく社会変革を見据え、複雑化かつ高度化する課題に対応するため、「国立大学法人大阪大学人事基本方針」に基づき、「生きがいを育む社会」の実現をリードする大学となるよう、ダイバーシティ&インクルージョン推進の観点から、事務職員の多様な働き方を促進しつつ、それぞれの個性や能力を最大限に発揮できる人事制度を構築することを目的として、本方針を定めるものである。

## 2. 採用

大学は、「大阪大学職員像」に掲げる次のような志を抱く人材を求める。

1. 大学の発展を担うマインドを持っている職員
2. コミュニケーションを大切にしている職員
3. 新しいことに積極的に取り組んでいる職員
4. 向上心を持っている職員

上記のような観点のもとに、旺盛な探究心、目標を実現しようとする高い意欲、多様な能力や知識等を有する人材を広く社会に求め、大学発展の推進力となる人材を積極的に採用する。

## 3. 人事異動

大学は、事務職員一人ひとりのパフォーマンスとワーク・エンゲイジメントを最大化させるよう、事務職員のキャリアデザイン等を踏まえ、計画的に適切な人事異動を実施する。

また、業務の高度化や専門化が進む中、現在のポストの精査を進め、大学の業務及び組織体制に応じたキャリアパスを設計していく。

## 4. 人材育成

大学は、組織的な人材育成を通じて一人ひとりの事務職員が業務に必要な基本的な知識及びスキルを身に着けさせるべく、必要な研修を積極的に対象者へ案内し、受講の機会を与える。

また、事務職員が、自身の特性や今後のキャリアデザイン等に基づき、研修及び自己啓発活動等を通じて自己の能力向上を図るよう、計画的、体系的な研修を行う。